

国の中小企業対策に関する重点要望

平成25年7月11日
東京商工会議所

日本経済は、大胆な金融政策、機動的な財政出動などの政策効果を受け、一部に持ち直しの動きがみられるが、多くの国民や企業は具体的な景気回復を実感するには至っていない。さらには、震災復興・福島再生の遅れ、電力・エネルギー問題、社会保障制度改革、財政再建など、深く重い課題も山積している。また、中小企業においては、依然として経営環境は厳しく、長引くデフレ、海外との競争の激化、原材料・電気料金等のコスト上昇などの影響を受け、売上の低迷、採算の悪化に苦しんでいる。

政府におかれては、実体経済を着実に成長軌道に乗せるべく、日本再興戦略に掲げられた政策の更なる具体化を図り、一刻も早く実行に移されたい。また、為替をはじめとする市場動向の安定や、6重苦等の山積する諸課題の早期解決を図り、企業が憂いなく経営に取り組める環境を整備することも重要である。特に、わが国産業が再興を果たし、世界で戦える力を獲得するためには、競争条件の改善、成長を阻害する規制・制度の見直しが急務であり、迅速かつ果敢に実行することを強く求める。そして、戦略の成果目標を確実に達成し、中長期にわたる持続的な経済成長を実現するためには、企業数の99.7%、雇用の約7割、付加価値の5割近くを担う中小企業の活力が極めて重要な要素となる。戦略市場創造プラン、国際展開戦略において、中小企業の視点に立った政策を展開していくことを強く求める。

中小企業の多くは、厳しい現状に活路を見出すべく、日々経営努力を重ねている。中小企業が国内外の激化する競争に打ち勝っていくためには、自らイノベーションに取り組み、不断の努力を重ねていくことが前提であるが、自助努力には限界があるため、政策的な後押しを強力に推進すべきである。中小企業が持つ高度な技術・サービス力が最大限に発揮されるよう、環境整備に取り組み、中小企業の成長を加速されたい。そして、その裏付けとなる中小企業対策予算の大幅な拡充を求める。

また、首都東京の活力強化も重要である。国際競争力の強化に必要なソフト・ハード両面での事業環境の整備や、地域が主体となって取り組む活性化の後押しを推進すべきである。特に、開催都市決定を目前に控えた、2020年のオリンピック・パラリンピック招致は、わが国が諸課題に果敢に立ち向かい、明るい未来を切り開いていくとともに、世界の経済社会の更なる発展に貢献していくという確固たる意志を示すためにも、何としても実現しなければならない。政府におかれても、招致実現に向け、開催都市決定の瞬間まで取り組みに尽力されたい。

当商工会議所は、中小企業の持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、中小企業支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まされたい。

I. 中小企業の成長を後押しするための支援

1. 中小企業の成長分野参入、新事業展開の後押し

社会・経済環境が大きく変動する中で、中小企業は、需要や市場ニーズの変化に対応していかなければ、生き残りすら困難な状況にある。また、政府は、日本再興戦略において、戦略的に産業の新陳代謝を進めるとともに、中小企業・小規模事業者の革新を促していく方針を示している。中小企業は、このような変化を成長への好機と捉え、自社の強みを最大限発揮し、積極的に新たな事業展開を進めていくことが重要である。政府においては、日本の圧倒的多数を占める中小企業・小規模事業者のイノベーションの後押しを最重要事項と位置付け、強力に推進すべきである。

(1) 新分野進出の後押し

日本再興戦略においては、健康、エネルギー、インフラなどの分野を戦略的な市場と位置付け、成長産業の育成、市場規模の拡大を目標に掲げている。市場の拡大を着実に実現していくためには、生産・消費の源泉である中小企業の参入は欠かせない。ついては、成長分野における開発テーマを積極的に発信し、国の研究開発における段階的競争選抜方式の活用や大手企業と中小企業の共同開発の促進などにより、中小企業の参入を後押しするとともに、新たな資金需要への対応や税制支援が必要である。また、成長分野への進出や企業のイノベーションの妨げとなる規制・制度を、事業者の視点で見直し、大胆な規制・制度改革を断行すべきである。
※参考:日本商工会議所「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見 50」(H25年5月提出)

【要望内容】 <経済産業省他、各府省庁>

- 成長分野における開発テーマの積極的な発信
- 国の研究開発における段階的競争選抜方式の活用や大手企業と中小企業の共同開発の促進
- 新分野進出に伴う金融支援の強化
- 成長分野への進出に資する機械・装置等の導入や製造ラインを新設・更新した際に、即時償却または税額控除を可能とする新たな設備投資減税の創設
- 成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革断行

(2) 新製品・サービス開発の促進

中小企業が社会・経済環境の変化に対応し、新たな需要を獲得していくため、中小企業の新製品・サービス開発に対する挑戦意欲を引き出していくことが重要である。ついては、中小企業にとって、大きなリスクとコストを伴う新製品・サービス開発を後押ししていくために、研究開発、試作、設備投資などへの助成制度や税制の充実が必要である。特に、平成24年度の「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」については、第1次公募においては1万件を超える申し込みがあるなど、ニーズが高い。中長期的に製品開発意欲を後押ししていくため、継続的な予算措置を求める。さらには、成長分野等への参入を促進するため、申込要件である中小ものづくり高度化法の22分野の見直しなど、制度の改善を求める。

【要望内容】 <経済産業省、財務省>

- 新製品・サービス開発に係る助成制度の充実
- 研究開発投資促進税制の拡充（増加型の税額控除率の引き上げ（5%→25%）、中小企業の税額控除（12%）の引き上げ、人件費に係る「専ら」要件の緩和 等）
- ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金の継続的な予算措置、申込要件である22分野の見直し

(3) 企業間・産学官連携の推進

中小企業が、技術的な課題の克服や経営資源の補完に取り組み、新たな挑戦を行うためには、複数の企業や機関が連携しつつ、相互補完やイノベーションの推進を図ることが有効である。企業間・産学官の連携を促進することで、企画・開発・技術力の強化、販路や市場開拓力の強化、付加価値の拡大、コストの低減などが期待できる。一方、当商工会議所が行ったアンケート調査によると、企業間連携の経験がある中小企業はわずか14.7%であり、「取り組みの効果が不明である」、「適切なパートナーが見つからない」といった声が多い。そのため、企業間・産学官の連携を促進するためには、技術や製品などに関する高度・専門的な知識を有し、連携のマッチングを担うコーディネーターの存在が必要である。については、中小企業支援機関、大学、公設試験研究機関における、コーディネーターの増員・資質の向上を図りたい。また、大学等の研究シーズの積極的な周知に取り組み、連携を後押しするとともに、研究開発等に係る資金への助成・金融支援を充実・強化されたい。

【要望内容】 <経済産業省、文部科学省>

- 中小企業支援機関、大学、公設試験研究機関における、企業間・産学官連携コーディネーターの増員・資質の向上
- 大学等研究シーズの周知
- 連携による研究開発等に係る資金への助成、金融支援の充実・強化

2. 中小企業の国際展開の促進

わが国では、景気の低迷やデフレの長期化などにより、国内需要が減退する中、今後も消費の拡大が見込まれる新興国をはじめとした、海外の需要を積極的に獲得していかなければならない。しかしながら、中小企業においては、世界市場に通用し得る製品・サービスを有しながらも、知識、情報、資金、ノウハウなどが不足し、国際展開を躊躇する企業が多い。については、相談や実務面でのサポート体制の整備、各種助成制度の拡充などを強力に推進し、日本再興戦略における、5年間で新たな1万社の国際展開、中堅・中小企業の輸出額倍増を確実に実現すべく、以下の支援を図られたい。

(1) 中小企業に対する国際展開の相談・支援体制の強化

中小企業に対する国際展開の支援は、省庁、支援機関ごとにそれぞれ実施され、企業が適切な支援情報を入手することが困難であり、施策の利用についても、募集時期、申込要件、手続きが複雑であるなど課題が多い。については、中小企業の円滑な国際展開を後押しするため、各省庁・支援機関で利用できる支援・助成金等の申請、事前審査までをワンストップで提供でき

る体制の整備を図るべきである。また、海外の情報提供や現地での相談、継続的なフォローなど、国内外での一気通貫の支援が不可欠であるため、情報力・機動性に優れた民間企業の活用も重要な視点である。

【要望内容】 <経済産業省、外務省>

- 各省庁・支援機関で利用できる支援・助成金等の申請、事前審査までをワンストップで提供できる体制の整備
- 国際展開支援に係る民間企業の活用

(2) 海外販路の開拓支援

海外見本市・展示会への出展は、販路拡大を図る上で有効な手段であるが、国内に比べて多額のコストがかかり、継続的なフォローが困難であるなどの課題がある。については、国においても、海外の展示会において、日本の中小企業を積極的にプロモートし、売り込むなどの後押しに取り組まれない。あわせて、多くの海外見本市・展示会への出展機会の確保、出展費用の助成を図られたい。また、国内展示会への海外バイヤーの招聘は、日本企業の製品・サービスを広くPRできるのみならず、インバウンドの振興にも寄与するため、積極的な推進を図られたい。

【要望内容】 <経済産業省>

- 海外見本市・展示会への出展機会の確保、出展費用の助成
- 国内展示会への海外バイヤーの招聘の促進

(3) 国際展開に係る実施可能性調査支援事業の見直し

企業が国際展開する際には、事前に事業の実施可能性調査（フィージビリティ・スタディ）を行い、リスクの低減を図ることが重要である。特に、海外の現地調査は、時間を要する一方で、中小企業基盤整備機構が行うF/S支援事業においては、募集から実施、報告や清算を年度内に完了することが原則となるため、効果的な利用が行えない状況にある。同事業の実効性を担保すべく、実務的観点に立った運用方法に見直されたい。

【要望内容】 <経済産業省>

- F/S支援事業の運用の見直し（年度を超える支援等）

(4) 海外における知的財産権等の取得・維持支援の強化

国際展開にあたっては、進出国における知的財産権の取得や工業規格の認証取得が不可欠である。しかしながら、中小企業においては、情報や知識、資金が不足しており、これらの対応が大きな負担となっている。については、海外での知的財産権の取得・維持に係る費用の助成制度の拡充、工業規格の認証取得に向けた技術支援や改良・試験評価支援の強化、認証取得への助成制度を創設されたい。また、模倣品・海賊版による被害を防止する観点から、新興国に対し、偽造品の取引防止に関する協定（ACTA）への交渉参加に向けた働きかけを強化すべきである。

【要望内容】 <経済産業省、外務省>

- 海外における知的財産権の取得・維持に係る費用の助成制度の拡充
- 工業規格の認証取得に向けた技術支援や改良・試験評価の強化および認証取得への助成制度の創設
- 新興国に対するACTA交渉参加への働きかけ強化

3. 創業の促進

わが国の企業数は2009年から2012年までの3年間で、約38万社が減少している。経済活力を維持するためにも、企業数の減少に歯止めをかけ、創業を強力に推進していかなければならない。日本再興戦略においては、産業の新陳代謝を図るべく、開業率を10%まで引き上げることとしている。ついては、潜在的な起業家を掘り起こすための環境整備とともに、創業準備段階から創業後の事業が軌道に乗るまで（5年程度）の支援を抜本的に強化すべきである。

(1) 創業に係る支援

創業にあたっては、特に資金調達が大きな課題となっている。円滑な創業を実現するため、金利・返済負担を大幅に優遇した融資制度の創設とともに、創業予定者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設等を図られたい。また、多くの創業予定者を後押しすべく、実効性の高い事業計画の策定支援、財務・法務・税務など経営全般にわたる知識の提供など、中小企業支援機関が行う事業への助成を図られたい。

【要望内容】 <経済産業省、財務省>

- 金利・返済負担を大幅に優遇した融資制度の創設
- 創業予定者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設
- 実効性の高い事業計画の策定支援、財務・法務・税務など経営全般にわたる知識の提供など、中小企業支援機関が行う事業への助成

(2) 創業後（5年程度）の支援

創業後の課題として、資金調達とともに、販路開拓、人材確保があげられる。成長途上にある企業への投資は、ハイリスクな投資となるため、国が積極的に支援する枠組みが必要である。日本再興戦略において検討されている、エンジェル税制の運用改善やクラウドファンディングなどにより、企業や個人からの投資を促進する制度は是非とも推進されたい。特に、エンジェル税制においては、適用企業要件の緩和、所得控除の上限額の引き上げ、損失の他の所得との損益通算など拡充を図るとともに、利用対象者の法人への拡大（法人版エンジェル税制の創設）など抜本的な見直しが求められる。また、企業の更なる投資意欲を後押しするため、創業後5年間の法人税免税・社会保険料減免、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化など税制等の拡充も必要である。さらに、創業後の着実な事業拡大を後押しすべく、商談会や交流の場の提供、OB人材とのマッチングなどを推進されたい。

【要望内容】 <財務省、経済産業省>

- エンジェル税制の抜本的な見直し [適用企業要件の緩和 (売上高成長率 25%超の引き下げ、創業 3 年以内を 5 年以内へ延長)、所得控除の上限額 (総所得金額の 40%もしくは 1,000 万円のいずれか低い方) の引き上げ、損失の他の所得との損益通算、法人版エンジェル税制の創設]
- 創業後 5 年間の法人税免税・社会保険料減免、創業後 5 年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化
- 商談会や交流の場の提供、OB 人材とのマッチング支援

(3) 支援体制の整備

創業をきめ細かく後押しするためには、創業前後にわたる一貫した支援体制の整備が必要である。創業に係る相談、創業手続き、融資の斡旋、人材紹介、ビジネスマッチング、インキュベーション施設などの多様な支援策をいかに効果的に展開できるかが重要である。ついては、国、自治体、中小企業支援機関、保証協会、金融機関、民間インキュベーション施設が連携体として、ワンストップ機能を発揮できる体制を構築されたい。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁>

- 国、自治体、中小企業支援機関、保証協会、金融機関、民間インキュベーション施設が連携したワンストップ支援体制の構築

(4)アントレプレナーシップの形成と起業家の育成

中小企業白書 (2011 年版) によると、創業希望者は 2007 年に 101 万人であり、10 年間で約 4 割が減少している。持続的に創業を増加させるためには、創業を希望する潜在的な起業家を育てていくことが重要である。産業界との連携による起業体験や起業教育プログラムなど、アントレプレナーシップの形成を強化し、将来の起業家を育成していくべきである。

【要望内容】 <文部科学省>

- 学校教育におけるアントレプレナーシップの形成 (起業体験や起業教育プログラムなど)

4. 中小企業の生産性の向上

中小企業がグローバル競争を勝ち抜くためには、生産性の向上が不可欠である。生産性の向上に向けては、設備の更新・導入とともに IT の利活用が有効である。日本再興戦略において、民間投資の活性化が計画されているが、多くの中小企業の設備投資意欲を引き出すべく、早期に実行すべきである。

(1) 設備投資の促進

経済産業省の調査によると、企業が保有する生産設備の内、10 年以上経過した設備が約 6 割を占め、設備の老朽化が伺える。また、一方では、約 7 割の企業が直近 1 ~ 3 年の国内での設備投資を検討している。これらの投資意欲を後押しし、企業の生産設備の更新・導入を促すことにより、企業の生産性を向上し、生産・消費の拡大、新たな需要の創出など、わが国経済の

好循環を実現していくべきである。については、中堅企業、中小企業、小規模事業者の積極的な設備投資を喚起すべく、大胆な税制支援や新たなリース手法の早期具体化をはじめ、助成、金融の支援を強力に図られたい。

【要望内容】 <経済産業省、財務省>

- 設備投資に係る税制支援 [中小企業投資促進税制の大幅な拡充 (特別償却 30%→50%、税額控除 7%→12%・資本金上限 3,000 万円→1 億円)]、新たなリース手法の早期具体化、助成、金融支援の強化

(2) IT化の促進

ITは売上の拡大や業務の効率化を図る上で、経営資源を補完する有効なツールである。近年では、タブレット端末等新しいデバイスやクラウドコンピューティングの活用を通じて、外出先からでもビジネスができるなど業務プロセスや効率の改善も期待されている。また、国内外の営業促進・営業力強化の観点からは、HP等をはじめインターネットの有効活用が重要であるとともに、顧客や仕入れ・販売データの分析に関し、ITを活用することで効率的な営業戦略につなげることも可能である。さらに、近年、ビッグデータの利活用の可能性が進んでおり、消費者分析や公共データの活用は中小企業にとっても新たなビジネスチャンスにつながると考えられる。

しかしながら、中小企業、特に従業員10名以下の事業所ではHPの開設や保有していてもアクセス解析といったIT利活用度が低く、データ分析や活用等のノウハウも不足している。については、リテラシーの向上や活用方法に関するアドバイスなど、専門家による個別訪問指導の制度を充実するとともに、先進的な取り組みに対する助成などのインセンティブを付与し、中小企業の取り組みを推進されたい。また、経理・財務等、企業の生産性向上に資する電子記録債権制度の普及促進や、消費税引き上げ等制度の変更に伴う、ITソフト・システムの導入・更新に対する負担の軽減を講じられたい。

【要望内容】 <経済産業省>

- 専門家による個別訪問指導制度の充実・強化
- 先進的な取り組みに対するインセンティブの付与 (ITサービスの活用などへの助成等)
- 制度変更に伴う、新たなITソフト・システムの導入・更新に対する負担の軽減

5. 中小企業の成長を後押しする税制

わが国のビジネス拠点としての立地競争力は低下の一途をたどっている。長期にわたるデフレをはじめ、高い法人税、環境エネルギー制約、労働規制など多くの課題を抱え、こうした状況を放置すれば、空洞化に拍車をかけ、更なる国際競争力の低下を招く。そのため、一刻も早い競争環境の是正が不可欠である。とりわけ、中小法人の軽減税率を含む法人実効税率は、復興増税期間の終了を待たずに、直ちに競争相手国であるアジア諸国並み(20%台前半)に引き下げる必要がある。特に、中小法人の軽減税率は、国際競争に打ち勝つ水準(11%以下)に早急に引き下げるべきである。法人税引き下げは、新たな雇用や設備投資を通じて、企業活動を活性化させ、結果として国民生活の向上に資するものである。

【要望内容】 <財務省>

- 法人実効税率の引き下げ（アジア諸国並み 20%台前半）
- 中小法人の軽減税率の引き下げ（11%以下）および適用所得金額の拡大（1,600万円）

6. 経済連携の推進

日本再興戦略において、貿易のFTA比率を2018年までに7割に引き上げる目標が設定されたことを評価する。TPPをはじめ、RCEP、日中韓FTA、日EU・EPAなど積極的な取り組みにより、わが国の競争力強化を図って頂きたい。特に、これらの広域的な経済連携の推進は、貿易・投資に係る国毎に異なる規制や手続の簡素化・共通化など、ビジネス環境の改善により中小企業の海外展開を促進するものと期待している。一方、貿易自由化による地域経済や農林水産業への影響を克服するため、具体策を早急に策定し実行していくことが不可欠である。

【要望内容】 <内閣官房、経済産業省、外務省、財務省、農林水産省>

- 経済連携の積極的な推進
- 貿易自由化による地域経済や農林水産業への影響を克服するための具体策の策定

II. 中小企業の経営基盤の安定・強化に向けた支援

1. 事業承継支援

事業所数の減少が著しい中、わが国の産業活力の維持・拡大を図るためには、創業の促進とともに、円滑な事業承継・引き継ぎにより企業の雇用・ノウハウ・技能を承継していくことが重要である。事業承継の大きな課題となっている税制の見直しや、やむなく廃業を検討する企業の事業資産の引き継ぎにより、円滑な事業承継を実現すべきである。

(1) 事業承継税制の抜本的な見直し

事業承継税制は、平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件の緩和や手続きの簡素化等が措置され（平成27年1月施行）、事業承継税制の活用を阻害している要件が大幅に見直された。平成26年10月には、経営承継円滑化法の附則および同法に対する参議院付帯決議を踏まえた、施行後5年経過後の見直しの時期が到来することから、事業承継税制の活用促進を強力に後押しするため、中小企業の実態やニーズに即し、事業承継税制の抜本的な見直しを図る必要がある。ついては、発行済議決権株式の総数等の「2/3要件」の100%への拡充、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ、5年経過時点での納税免除する措置等、見直しを図られたい。

中長期的には、中小・小規模企業、個人事業主が事業資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現する必要がある。

【要望内容】 <財務省>

- 事業承継税制の抜本的な見直し（発行済議決権株式の総数等の「2/3要件」の100%への拡充、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ、5年経過時点での納税免除する措置等）
- 担保提供した個人資産について、事業用資産に準じた評価方法への見直し

(2) 事業引継ぎ支援の強化

産業活力の維持、地域の経済の安定を図る上では、業績不振や後継者不在等により事業継続を断念する企業の有形・無形の資産を、いかに他社へ引き継いでいくかが重要な課題である。中小企業の事業引き継ぎにあたっては、小規模M&Aが一つの手段として期待されるが、売却や買収を希望する企業情報の不足によるマッチング機能の不全、買収に係る資金手当てなどの課題があげられる。ついては、地域企業の豊富な情報を有する金融機関に対し、小規模M&Aの積極的な取り組みを促し、事業引き継ぎ支援センターとの連携を促進されたい。また、買収に係る資金調達を支援すべく、政府系金融機関における融資制度の充実・強化を図られたい。

事業引き継ぎ支援センターの運営にあたっては、案件の実行や情報の蓄積には一定期間を要することから、中長期的な運営を行えるよう、継続的な予算措置を求める。さらに、今後、同センターの全国展開が計画されているが、各地域の特性に応じた運営が可能となるような措置を講じられたい。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁>

- 金融機関の小規模M&Aへの取り組み推進と事業引き継ぎ支援センターとの連携促進に向けた指導
- 買収に係る資金調達を支援すべく、政府系金融機関における融資制度の充実・強化
- 事業引き継ぎ支援センターの継続的な予算措置と各地域の特性に応じた運営を可能とする措置

2. 事業再生支援

金融庁の推計によると、約30~40万社が中小企業金融円滑化法を利用し、借入金の条件変更を行っている。同法期間中に、経営改善計画の策定が進まず、これら企業の経営改善が十分に実現しなかった現状に鑑み、経営改善計画の策定と実行支援の強化が必要である。

(1) 実効性のある経営改善計画の作成・実行支援とモニタリングの強化

経営改善計画の策定は、中小企業・小規模事業者が単独で作成することが困難なため、金融機関等によるコンサルティング機能の強化に加え、専門家派遣等によるきめ細やかな支援が必要である。本年3月より、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業が開始され、中小企業・小規模事業者の経営改善を後押しする枠組みが構築されたところである。本制度は金融機関と企業が合意の下、申請が可能となる制度であることを踏まえ、金融機関の理解と協力を促進するとともに、認定支援機関に対する制度内容の徹底した周知を図り、同制度の浸透を図るべきである。

中小企業の事業再生を実現するためには、継続的な実行支援やモニタリングの徹底が最も重要である。特に、経営改善計画に基づく資金ニーズに対しては、ニューマネーを含む積極的な対応が図られるよう、金融機関への指導を行われたい。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁>

- 経営改善計画策定支援事業における金融機関の協力促進、認定支援機関に対する制度内容の周知の徹底
- 経営改善計画の実行支援（金融支援等）とモニタリングの徹底

(2) 再チャレンジが可能となる保証制度の検討

中小企業金融において、経営者の個人保証の設定は、融資慣行として定着している。金融機関にとっては経営者の規律付けに有効であり、また、中小企業にとっても、資金調達の円滑化、調達コストの低減に寄与している。一方、個人の保証能力を超える過度な保証額の設定等により、保証の履行後も経営者に債務が残存し、経営者の再チャレンジが困難となるといった課題がある。経営者の再チャレンジを可能とするような「個人保証に関するガイドライン」の早期具体化・策定を求める。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁>

- 経営者の再チャレンジを可能とするような「個人保証に関するガイドライン」の早期具体化・策定

3. 消費税引き上げに伴う弊害の是正

消費税引き上げは、景気や経済成長に大きな影響を及ぼし、特に、中小企業においては、円滑な価格転嫁が最大の懸念事項となる。中小企業の平均営業利益率は2%であり、消費税率引き上げ分の価格転嫁が進まない場合は、中小企業は利益が大幅に失われる結果となる。今回の「デフレ経済下における引き上げ決定」「1年半という短期間での2段階の引き上げ」は、過去に比べて、中小企業の価格転嫁がより一層深刻な問題となるため、政府は、価格転嫁対策特別措置法に基づき、これまでにない徹底した広報をはじめ、実効性の高い価格転嫁対策を行うべきである。中小企業の価格転嫁対策について、政府は、まず「なぜ消費税率の引き上げが必要なのか」、「消費税は価格に転嫁されるものである」ことを事業者や国民に強いメッセージを発信すべきである。すでに、価格転嫁を拒否する動きが始まっていることから、政府は、価格転嫁特別措置法の施行前においても、大々的な覆面調査や、転嫁指導員によるヒアリング調査を行い、転嫁拒否や値下げ交渉の実態を把握し、迅速に是正に向けた措置を行うべきである。

また、複数税率・インボイスの導入は、社会保障財源が大きく失われ、国民に別の形で負担を強いる上、低所得者対策としての効果は薄く、中小企業にとって新たに複雑な事務負担を強いることから、断固反対する。

【要望内容】 <経済産業省、財務省、公正取引委員会、消費者庁>

- 実効性の高い価格転嫁対策の実施（徹底した広報活動の実施、大々的な覆面調査や転嫁指導員によるヒアリング調査による転嫁拒否や値下げ交渉の実態把握）
- 複数税率・インボイスの導入断固反対

4. 社会保障制度改革の断行

社会保障制度は自助と共助をベースとし、給付と負担の関係性が明確にできる「社会保険方式」を基本とし、不足する部分を公費で補う考え方を堅持すべきである。今回の消費税引き上げは社会保障制度の当面の持続性を確保するためにはやむを得ない。但し、消費税引き上げ10%の範囲内で最大限持続可能な制度とするには、社会保障と税の一体改革の中で、70歳～74歳の医療費窓口負担を法定の2割に戻す等、積み残し・先送りとなっている制度面での重点化・効率化策を早急に断行することが不可欠である。

また、超高齢化に伴う高齢者医療への支援金・納付金の増加に伴う中小企業の保険料負担は限界に達している。企業や現役世代への過度な依存を是正するためにも、協会けんぽへの国庫補助率は速やかに上限の20%に引き上げるべきである。また、全面総報酬割による財政調整は、協会けんぽの負担を健保組合に付け替えるだけであり、保険料低減に努める保険者機能を見捨てるものとして、断固反対する。

【要望内容】 <財務省、厚生労働省>

- 社会保障と税の一体改革における重点化・効率化の断行（70歳～74歳の医療費窓口負担を法定の2割に戻す措置等）
- 協会けんぽへの国庫補助割合の引き上げ（法律本則の上限20%へ）
- 全面総報酬割による財政調整の反対

5. 安価で安定的なエネルギー供給の実現

原子力発電の稼働停止の長期化に伴い、電気料金の上昇が全国に波及しつつある。また、供給面の不安も継続している。値上げ分を価格転嫁できない中小企業、特に製造業は、コストの増加、利益の減少に直面し、設備投資や人件費の抑制で対応せざるをえない厳しい状況におかれている。

(1) 「安全が確認された原子力発電の再稼働」の早期実現

政府は料金査定の厳格化、化石燃料調達力の強化、高効率石炭火力発電の活用等の対策を進めているが、電気料金の上昇抑制と安定供給の早期確保のためには、「安全が確認された原子力発電の再稼働」を順次速やかに実現することが最も重要である。厳格な安全確認とともに、可能な限り迅速、効率的な審査が行われるよう、政府の責任ある対応を強く期待する。

【要望内容】 <経済産業省、環境省>

- 安全が確認された原子力発電の再稼働（厳格な安全確認、可能な限り迅速・効率的な審査等）

(2) 中小企業の省エネ推進策の拡充

中小企業の省エネの取り組みは、中小企業の経営改善策としても必要である。そのため、省エネ設備投資への支援策や、専門家派遣等による省エネ指導など中小企業の省エネ推進策を拡充されたい。

【要望内容】 <経済産業省、環境省>

- 中小企業の省エネへの取り組み推進（省エネ機器の導入、税制支援や専門家の訪問指導等）

6. 小規模事業者への支援強化

日本の小規模事業者は全企業数の87%と、圧倒的多数を占める層であり、業種、経営の指向、収益性や経営力も多様である。さらには、社会・経済環境が大きく変化する中で、経営上の課題は高度化・専門化し、限られた経営資源の中、自助努力のみでは対応が困難である。わが国の産業を下支えする小規模事業者の活力を引き出すべく、以下の支援を講じられたい。

(1) 小規模対策予算の安定的な確保（都道府県への指導）

経営改善普及事業は、巡回指導、融資の斡旋、講習会等による集団指導、専門家の派遣指導など、きめ細かい対応により、多くの小規模事業者の身近で公正な支援事業として広く普及している。ついては、商工会議所が取り組む経営改善普及事業の予算を安定的に確保するよう、都道府県への指導をお願いしたい。

【要望内容】 <経済産業省>

○商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導

(2) マル経融資制度（小規模事業者経営改善資金融資制度）の延長および現行措置の恒久化

マル経融資制度は小規模事業者の金融セーフティネット機能を果たすとともに、経営指導を伴う融資制度として経営改善の効果も果たしている。ついては、マル経融資制度の取扱期間（平成26年3月31日まで）の延長、融資限度額・返済期間の特例（平成26年3月31日まで）の延長・恒久化を図られたい。また、サービス業の内、特に労働集約的な業種である宿泊、介護、情報サービスなどについては、事業者の規模要件（従業員数5人以下）を緩和し、5人超の事業者も対象とするなど、実態に即した運用を図られたい。

【要望内容】 <経済産業省>

- マル経融資制度の取扱期間（平成26年3月31日まで）の延長、融資限度額・返済期間の特例（平成26年3月31日まで）の延長・恒久化
- 労働集約的な業種（宿泊、介護、情報サービスなど）について、事業者の規模要件（従業員数5人以下）を緩和する措置

7. 人材の確保・育成支援

中小企業が直面する経営課題は高度化・複雑化が進んでおり、人材の確保と育成は最重要課題の1つである。中小企業の人材確保においては、求める人材や必要な能力を持った応募者が少ないことや、採用した人材が定着しないことを問題点としてあげる企業が多い。中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた支援を図られたい。

(1) 若手人材の確保支援

若手人材の確保については、中小企業のニーズが高い一方、学生は大企業志向が強く、ミスマッチが生じている。このミスマッチを根本的に解消するためには、キャリア教育を通して学生に職業観を持たせるとともに、学生・学校と中小企業を直接的につなぐ仕組みを構築していくことが重要である。中小企業は、事業の意義、仕事の充実感、求める人材像、職場環境等、自社の魅力を積極的に発信することが重要であり、政府は、新卒応援ハローワーク機能の拡充等により、リアルタイムに情報提供を行える環境を整備されたい。また、学生・学校の中小企業に対する理解を深めるためには、インターンシップが有効であるが、中小企業においては、ノウハウ不足に加えて、受入れの負担は軽い。中小企業のインターンシップ受入れを促進するため、専門人材の派遣や傷害保険料等の経済的負担への支援を一層充実させるとともに、

インターンシップと就職・採用活動とのあり方を見直すことも必要である。

【要望内容】 <厚生労働省、経済産業省、文部科学省>

- 教育機関と企業等の連携によるキャリア教育の拡充
- 学生・学校等と中小企業を直接的につなぐ仕組みの構築（新卒応援ハローワーク機能拡充等によるリアルタイムの情報提供）
- 中小企業のインターンシップ受入れ促進（専門人材の派遣や傷害保険料等の経済的支援）

（2）中途採用市場の整備拡大

中小企業にとっては、職業紹介機関のうち、もっとも身近で、手数料不要のハローワークに対する期待は大きい。望んでいる人材紹介がなかなか受けられない等、マッチング機能への不満の声も強い。ハローワークの機能強化には、何よりもまず、求人企業が求めている人材ニーズの正確な把握に努めるべきである。また、製品・サービスの市場動向をよく知る民間企業出身者の積極採用・登用による、企業の人材需要の発掘、求職者との橋渡しを行うことも効果的・効率的な職業紹介につながると考えられる。あわせて、ハローワークの有する職業紹介実績に関するビッグデータを民間にも開放し、データに基づいた求人・求職提案で、市場全体としてのマッチングの成立率を大幅に引き上げることが重要である。

また、中小企業からのニーズが高い専門的・技術的職種の人材の確保を図るため、ハローワーク、産業雇用安定センター、民間職業紹介事業者が求人・求職情報を共有し、総がかりで、出向・転籍を含めた多様な人材マッチングを推進していく必要がある。

【要望内容】 <厚生労働省、経済産業省>

- ハローワークの企業ニーズに関する情報収集の強化
- ハローワークが有するマッチング事例等のデータの民間への開放
- ハローワーク・産業雇用安定センター・民間職業紹介事業者の連携強化による、出向・転籍を含めたマッチングの推進
- OB人材等、専門知識・技能を有する人材と中小企業のマッチング支援の強化

（3）産業人材の育成

若年者の社会的・職業的自立を早期に促すためには、社会人としての基礎力の向上や早い段階からの勤労観の醸成を図る必要がある。ついては、高校・大学等の初年次からの体系的・系統的なキャリア教育を実施するとともに、大学の秋入学やギャップタームの導入により、社会体験活動、インターンシップ、留学等の経験を促進することが重要である。

あわせて、グローバル化の進展が著しい中、国際展開を担う人材の育成は極めて重要である。学校教育におけるグローバル教育の徹底、ODAを活用した人材確保・育成を充実するとともに、外国人留学生と中小企業とのマッチング強化、高度外国人材に対するポイント制の基準緩和を進めることも重要である。

【要望内容】＜文部科学省、経済産業省、外務省、法務省＞

- 高校・大学等の初年次からの体系的・系統的なキャリア教育の実施
- 大学の秋入学やギャップタームの導入による社会体験活動、インターンシップ、留学等の経験促進
- 学校教育におけるグローバル教育の徹底、ODAを活用した人材確保・育成の強化
- 地域や中小企業が活用しやすい、高度外国人材に対するポイント制の基準緩和策の設計

8. 販路開拓支援

中小企業が抱える経営上の課題の中で、最も深刻なのは売上の低迷である。多くの中小企業は、販路開拓に十分な人材を確保できず、また、手法も取引先や知人の紹介など限られたルートしかない。知名度のない中小企業が、新たな販路を開拓する上で、展示会の活用は一つの有効な手段である。については、各種専門展示会への出展に係る費用の助成制度を創設し、自社の知名度向上の機会、製品の周知機会を広く提供すべきである。また、販路開拓コーディネーター事業など即戦力となる専門家によるハンズオン支援の拡充が必要である。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 各種専門展示会への出展費用の助成制度の創設
- 販路開拓コーディネーター事業など専門家によるハンズオン支援の拡充

9. 中小企業の実態に即した政策展開

中小企業は、規模・業態など多様であり、経営の指向性も生業的なものから成長・発展を目指すものまで様々である。そのため、政策の実行にあたっては、小規模事業者・中小企業・中堅企業、それぞれの段階や指向性に応じた体系的な支援措置が必要である。特に中小企業の定義を超える中堅企業は、地域経済・産業の牽引役であり、また、これら中堅企業の成長意欲を引き出すためにも、中小企業施策に一定の制限を設けて適用するなど、工夫が求められる。さらに、資本金1億円超の企業は、中小企業基本法における中小企業であっても税制上の支援を受けることが出来ないため、税法上の中小企業基準の拡大（資本金3億円以下へ拡大）を求める。

施策の運用にあたっては、中小企業者からは、広報手段の見直し・強化、募集期間の長期化や申請書類の簡素化を求める声が多い。については、中小企業支援機関との、より密接な連携、各種施策の単年度での予算措置の見直し、申請や報告に係る書類の簡素化、助成金等に係る審査体制の見直しなどにより、中小企業者のニーズや実状に即した運用となるよう改善を進められたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、他各府省庁＞

- 小規模事業者・中小企業・中堅企業、それぞれの段階や指向性に応じた体系的な支援措置の構築
- 中堅企業に対する支援の検討（中小企業施策に一定の制限を設けた適用等）
- 税法上の中小法人の範囲拡大[中小企業基本法の範囲への拡大（資本金1億円以下→3億円以下）]
- 中小企業のニーズや実状に即した施策の運用（各種施策の単年度での予算措置の見直し、申請や報告に係る書類の簡素化、助成金等に係る審査体制の見直し）

Ⅲ. 東京の活力強化

1. 東京の国際競争力の強化

わが国経済が持続的に成長していくためには、首都東京の国際競争力を高め、国際ビジネス拠点としての確固たる地位を確立しなければならない。そのためには、安全・安心の確保はもとより、高い事業コストの解消、規制・制度の見直し、交通・物流インフラの整備などに果敢に取り組み、東京に、世界中から有能な人材、投資、多様な情報が集まる活力溢れる都市を築いていく必要がある。日本再興戦略における国家戦略特区の構想をはじめ、首都東京を世界に冠たる国際都市とすべく、本腰を据えて取り組まれない。

(1) インバウンド・MICE振興の加速

インバウンドやMICEを飛躍的に増加させるためには、外国人の視点に立った地域の魅力の発掘、徹底したプロモーション、受入環境の整備が不可欠である。官民挙げたクールジャパンの推進はもちろんのこと、ビジットジャパンとの連携を通じ、東京をはじめ、日本固有の魅力を世界中に発信し、「日本ブランド」を戦略的に売り込むことが必要である。

特にインバウンドは、中小企業にとっても、海外需要を獲得する有効な手段となるため、強力な推進を求める。ついては、観光案内所の多言語対応による情報提供の利便性向上やワンストップサービスによる機能性向上、安全・安心の情報発信と危機管理体制の確立、外国人旅行者の免税制度の見直し、ビザ発給要件の緩和、出入国手続きの迅速化など、受入環境の整備が必要である。

また、高い経済波及効果が期待でき、東京の国際的な認知度を向上させるMICE誘致も強力に推進すべきである。市場や顧客、競合都市、自都市の分析といったマーケティング力を向上し、戦略的なプロモーションに取り組むとともに、MICE人材の育成、予算の充実など推進体制の整備が不可欠である。

【要望内容】 <経済産業省、国土交通省、文部科学省>

○官民挙げたクールジャパンの推進およびビジットジャパンとの連携

○訪日外国人の受入環境の整備

- ・観光案内所の多言語対応による情報提供などの利便性向上やワンストップサービスによる機能性向上
- ・安全・安心の情報発信と危機管理体制の確立
- ・外国人旅行者の免税制度、ビザ発給要件の緩和、出入国手続きの迅速化

○MICE誘致の強力な推進（市場や顧客、競合都市、自都市の分析といったマーケティング力の向上、戦略的なプロモーション、MICE人材の育成、予算の充実）

(2) 立地競争力の強化

急速に成長を遂げる新興国に対し、わが国はそのプレゼンスを後退させつつある。グローバルに活躍する企業の多くが、シンガポールや中国などの新興国にアジア統括拠点を置いており、海外からの投資も他国に比べて著しく低いのが現状である。東京都は一昨年に指定された「アジアヘッドクォーター特区」を推進しているが、法人実効税率の軽減措置の適用を受けた外国企業は存在しないのが現状である。今般の「国家戦略特区」を確実に実現した上で、「アジアヘッドクォーター特区」を選定し、東京都が以前から提案している規制緩和を実現することが

強く望まれる。

【要望内容】 <内閣府>

- 国家戦略特区の実現と、アジアヘッドクォーター特区の国家戦略特区への選定

(3) 都市基盤の整備

東京の国際競争力を向上するためには、円滑な人流・物流の確保が不可欠である。道路ネットワークの形成や空港・港湾の機能強化に早急に取り組まれない。特に首都圏三環状道路については、関越～東名間の着実な整備、東名以南の計画の早期具体化が必要である。また、老朽化しているインフラについては、予防保全の導入・徹底、先端技術（非破壊検査やIT等）や民間活力の活用により、効果的かつ効率的に対策を推進していくことで、安全確保とコスト低減の両立を図るべきである。

【要望内容】 <国土交通省>

- 道路ネットワークの形成や空港・港湾の機能強化
- 首都圏三環状道路の整備推進（関越～東名間の着実な整備、東名以南の計画の早期具体化）
- インフラ老朽化対策の推進 [予防保全の導入・徹底、先端技術（非破壊検査やIT等）や民間活力の活用]

(4) 防災対策

東京が国際ビジネス拠点としての確固たる地位を確立するには、災害時の防災・減災対策に万全を期し、国内外から安全面での信頼を得ていることが大前提である。国においては、東京都をはじめとした首都圏の各自治体との連携のもと、帰宅困難者対策や耐震化・不燃化を強力に推し進める必要がある。

特に、中小企業においては帰宅困難者対策で求められる従業員の3日分の備蓄に係る費用・保管場所の確保や社屋・工場の耐震化で課題を抱えていることから、国と自治体が連携し、実効性のある支援策を推進するよう求める。

【要望内容】 <内閣府、国土交通省他、各府省庁>

- 防災・減災対策に係る国と首都圏の自治体の連携強化
- 中小企業における帰宅困難者対策、耐震化推進に向けた支援策の推進

(5) 円滑な物流の確保対策

物流は経済の動脈であり、その拠点として東京が担う役割は大きい。しかしながら、現状、駐車違反の取り締まり強化により、運送業界からは、円滑な物流に支障が生じているとの声が寄せられている。このままでは、商業活動、都民生活にも大きな影響が生じかねない。駐車スペースや荷捌き場等が圧倒的に不足している状況に鑑み、運送車両等に対する柔軟な対応が必要である。ついては、輸送用車両（特に2tトラック）が駐車可能なスペースの増設、駐車監視員ガイドラインの見直しなどを検討すべきである。

【要望内容】 <国土交通省、警察庁>

- 輸送用車両（特に2tトラック）が駐車可能なスペースの増設
- 駐車監視員ガイドラインの見直し（輸送用車両に対する放置車両と確認する要件の緩和）

2. オリンピック・パラリンピック招致の強力な推進

2020年のオリンピック・パラリンピック招致は、東京都・招致委員会を中心に国、経済界、スポーツ界をはじめとしたオールジャパンでの取り組みが奏功し、最近の招致委員会の独自調査では、支持率が77%に拡大している。引き続き、9月7日の開催地決定の瞬間まで、国内気運の向上に努めていく一方で、招致実現に向けて、海外への積極的なPRや、IOC委員に対する働きかけを強めていく必要がある。政府・各省庁におかれても、オールジャパン体制の一員として、あらゆるネットワークを活用して国際広報活動を強力に展開するとともに、国内外の活動を一層強化し、招致実現に向け全力で取り組まれない。

【要望内容】 <各府省庁>

- 2020年オリンピック・パラリンピック招致への継続的な気運の上昇
- IOC委員への働きかけ・国際広報活動のPR強化

3. 地域の特徴を活かした産業振興、地域活性化の推進

東京には産業、文化、観光、歴史等さまざまな地域資源を持った地域が多数存在し、それぞれの特徴を活かした産業振興や地域活性化事業が実施されている。については、日本再興戦略に掲げられた通り、地域資源の発掘及び事業化するための支援ネットワークの構築や一層のブランド化の推進を図りたい。

【要望内容】 <経済産業省、総務省>

- 地域資源の発掘及び事業化するための支援ネットワークの構築、ブランド化の推進

4. 商店街の活性化支援

商店街は地域行政と連携し、非営利活動として地域の生活・防犯・防火・防災等の社会的機能の補完に協力している。しかしながら、後継者難、顧客の流出、空き店舗などの諸課題を抱え、厳しい状況にある。引き続き、商店街が、地域コミュニティの担い手としての機能を発揮していくため、イベントの開催や防犯カメラの設置などソフト・ハードでの支援を継続されたい。また、商店街が共同経済事業や環境整備事業などにおいて、合理的かつ効果的な運営を実現していくため、インセンティブ(事務局の経費助成等)を付与することなどにより、商店街振興組合法に基づく組織の法人化を推進すべきである。

【要望内容】 <経済産業省>

- 商店街へのソフト・ハード両面での支援の継続
- 商店街振興組合法に基づく組織の法人化の推進 (事務局の経費助成等)

以上

平成25年度第6号
平成25年7月11日
第651回常議員会決議